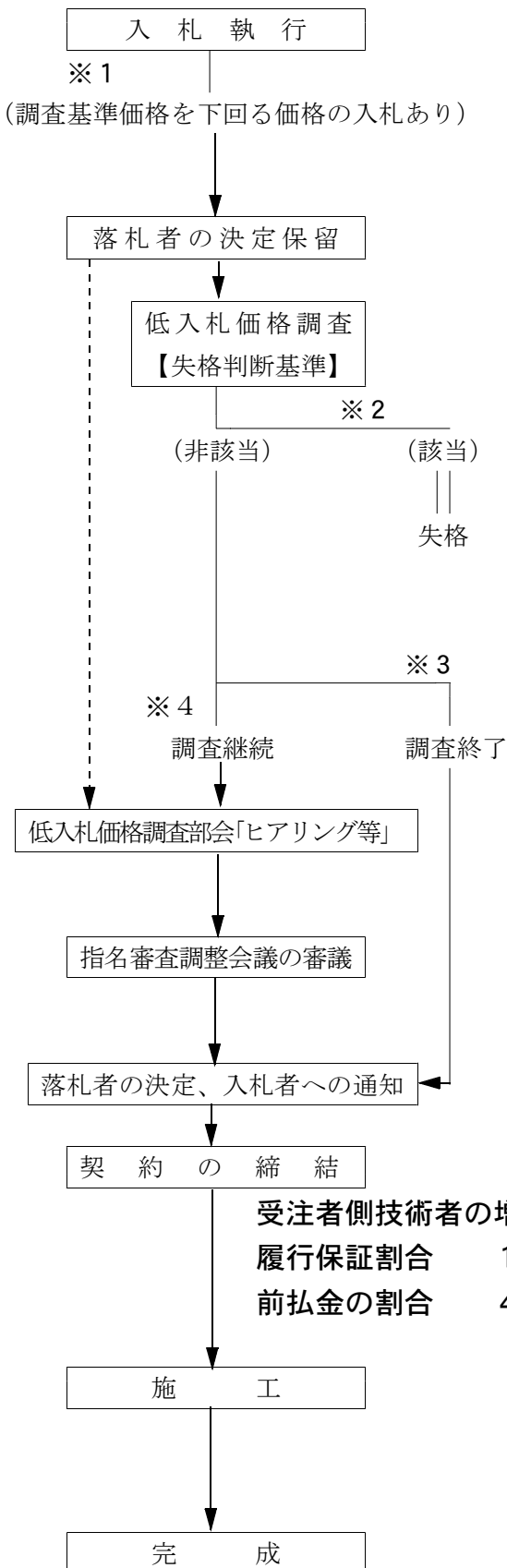


# 低入札価格調査制度 実施フロー

※ H28.10.3以降の公告等に適用



※設計金額が 3,000 万円以上の工事に適用

3,000 万円未満は、最低制限価格制度を適用

(最低制限価格の算定方法は低入札価格調査制度の調査基準価格と同様)

※1：調査基準価格（合計額の千円未満切り捨て）

= 直接工事費 × 0.95 + 共通仮設費 × 0.9

+ 現場管理費 × 0.9 + 一般管理費 × 0.55

(ただし、入札書比較価格の 9.0/10 ~ 7.0/10 が上限・下限額)

※2：失格判断基準調査：次のいずれかに該当する場合

《定率型失格基準》

- ① 入札価格における直接工事費 < 設計上の直接工事費 × 0.9
- ② 入札価格における共通仮設費 < 設計上の共通仮設費 × 0.85
- ③ 入札価格における現場管理費 < 設計上の現場管理費 × 0.7
- ④ 入札価格における一般管理費 < 設計上の一般管理費 × 0.55
- ⑤ 入札金額見積内訳書の不備により、純工事費、現場管理費及び一般管理費のいずれかの算出が不能

※3：入札価格が設計上の純工事費 + 現場管理費 × 2/5 以上、又は入札比較価格の 80% 以上の場合は、失格判断調査をもって低入札価格調査を終了する。

※4：入札価格が設計上の純工事費 + 現場管理費 × 2/5 未満、かつ、入札比較価格の 80% 未満の場合は、詳細調査を行い指名審査調整会議の審議を受ける。

受注者側技術者の増員配置 } 全ての低入札工事に適用  
 履行保証割合 1割→3割  
 前払金の割合 4割→2割

## ★低入札を行った業者には、下記のペナルティ★

契約者及び失格者は、翌月から 2 月間の指名差し控え措置。  
 上記以外の低入札者は 2 月間の警告措置を講ずる。

なお、警告期間中の低入札者は調査の結果にかかわらず  
 翌月から 2 月間の指名差し控え措置を講ずる。

また、1 ヶ月の間に複数回行った場合は、1 件増える毎に  
 指名差し控えの期間を 2 月加算する。